Web 会議システムを利用した会議への出席についての一部改正(案) 令和2年6月※※日情報通信審議会決定第※※号

Web 会議システムを利用した会議への出席について(令和元年8月29日情報通信審議会決定第16号)の一部を次のように改正する。

第1号中「会長以外の委員」を「委員」に改め、第5号を削り、第6号中「第1号から第5号まで」を「前各号」に改め、同号を第5号とする。

(改正案_溶け込み)

令和元年8月29日情報通信審議会決定第16号 (改正:令和 年 月 日情報通信審議会決定第 号)

Web会議システムを利用した会議への出席について

- 1 会長が必要と認めるときは、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。)は、Web 会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムによる出席は、情報通信審議会令(平成 12 年政令第 271 号)第7条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

なお、情報通信審議会議事規則(平成13年1月17日情報通信審議会決定第1号)第9条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

5 情報通信技術分科会及び情報通信審議会議事規則第11条第1項により置かれた部会のWeb会議システムを利用した会議への出席については、前各号の規定を準用する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案

Web 会議システムを利用した会議への出席について

- 1 会長が必要と認めるときは、<u>委員</u>(議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。) は、Web 会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムによる出席は、情報通信審議会令(平成12年政令第271号)第7条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった 場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった 時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設 で行わなければならない。

なお、情報通信審議会議事規則(平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号) 第 9 条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

5 情報通信技術分科会及び情報通信審議会議事規則第 11 条第1項により置かれた 部会の Web 会議システムを利用した会議への出席については、<u>前各号</u>の規定を準用 する。

現 行

Web 会議システムを利用した会議への出席について

- 1 会長が必要と認めるときは、<u>会長以外の委員</u>(議事に関係のある臨時委員を含む。 以下同じ。)は、Web 会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互 に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して 会議に出席することができる。
- 2 Web 会議システムによる出席は、情報通信審議会令(平成12年政令第271号)第7条第1項及び第2項に規定する出席に含めるものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web 会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設 で行わなければならない。

なお、情報通信審議会議事規則(平成 13 年 1 月 17 日情報通信審議会決定第 1 号)第9条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させては ならない。

- <u>5</u> 一の会議において Web 会議システムを利用する委員がいる場合には、委員の過半 数が、会長があらかじめ通知した開催場所に参集して会議に出席するものとする。
- 6 情報通信技術分科会及び情報通信審議会議事規則第 11 条第1項により置かれた 部会の Web 会議システムを利用した会議への出席については、第1号から第5号までの規定を準用する。